

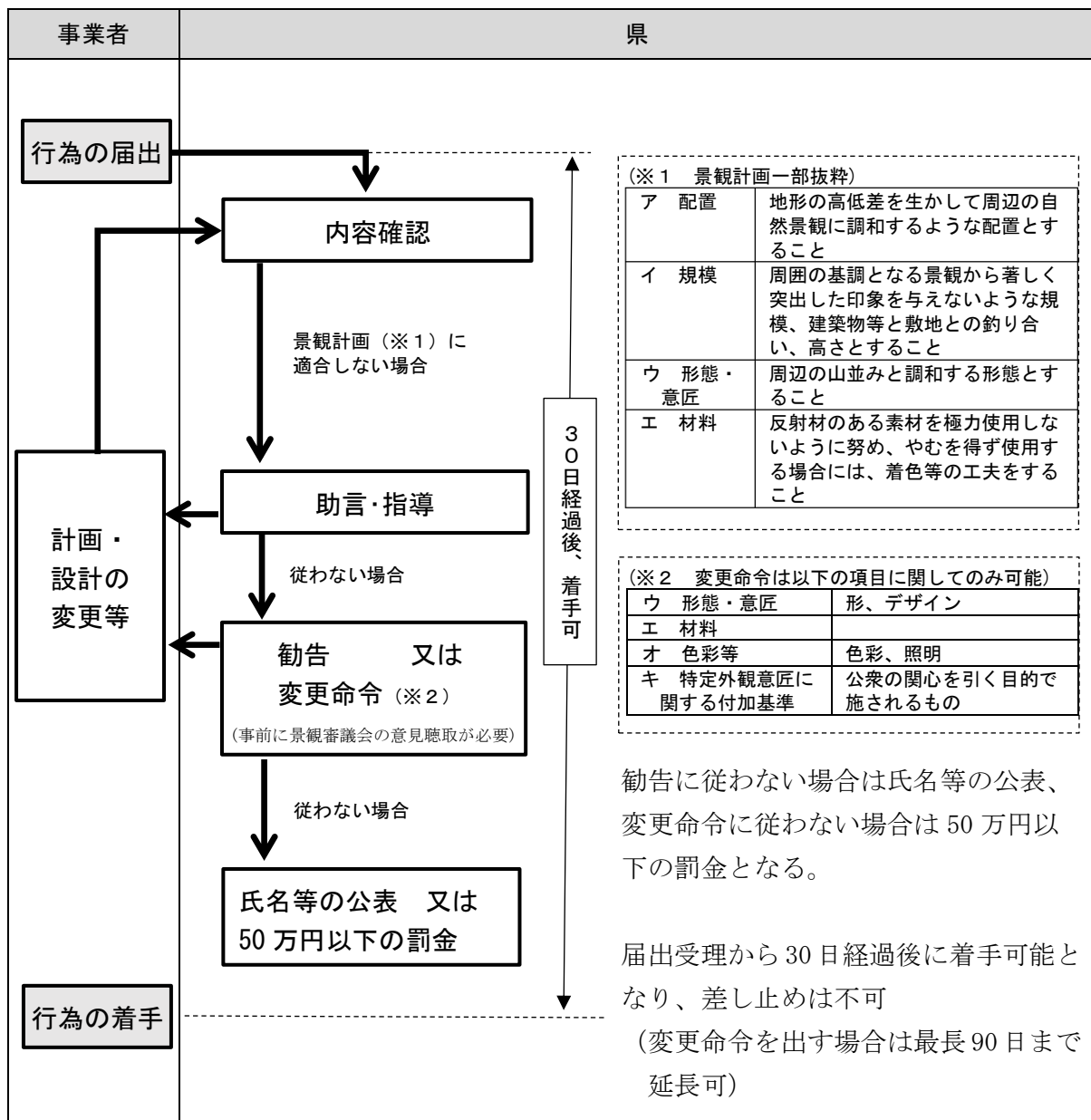
景観届出制度の考え方について

都市・まちづくり課

1 基本的な考え方

- (1) 景観法は、建築物・工作物等の用途・目的による立地規制はできない。建築等の行為について届出により良好な景観形成を誘導するもの。
- (2) 景観届が提出された場合、添付書類が整っていれば受理せざるを得ない。
- (3) 景観条例及び同施行規則により義務付けた図書の添付を求めるとともに、内容確認等を実施するなど景観届出制度の中での対応を行う。助言・指導に従わない場合、必要に応じて法に基づく勧告又は変更命令を行うことも検討する。

2 手続きの流れ



3 勧告・変更命令について

	勧告	変更命令
法※1 根拠条文	第 16 条第 3 項	第 17 条第 1 項
概 要	届出の行為が景観計画に定められた制限（景観育成基準）に適合しないと認めるとき、届出者に対し設計の変更その他の必要な措置をとることを勧告できる	特定届出対象行為（建築物の建築等及び工作物の建設等）が景観計画に定められた形態意匠の制限（景観育成基準）に適合しないと認めるとき、届出者に対し設計の変更その他の必要な措置をとることを命ずることができる
実施時期	届出があった日から 30 日以内 【法第 16 条第 4 項】	届出があった日から 30 日以内 （実地調査の必要等合理的な理由があれば、90 日を超えない範囲で延長可） 【法第 17 条第 2 項、第 4 項】
景観審議会の意見聴取	景観育成に重大な影響を与えるものとして規則で定めるもの限り必要 【条例※2 第 14 条第 1 項】	必要【条例第 16 条】
従わない場合の対応	届出者の意見陳述等を行った上で、従わない旨を公表 【条例第 14 条第 2 項】	50 万円以下の罰金 【法第 102 条第 1 項】
H28～30 年度件数 （長野県／全国）	0 件／87 件	0 件／0 件
備 考	勧告と変更命令を両方行うことはできない【法第 17 条第 1 項】	

※1 法 …… 景観法

※2 条例 …… 景観条例

4 課題

- (1) 景観育成基準が定性的であり、明確に適合しないと判断することが困難
- (2) 原則、届出があった日から 30 日以内に行う必要があるが、その間に現状を把握し、審議会の意見聴取を行った上で勧告又は変更命令を行わなければならない、時間的な制約がある

5 他自治体の事例

A 県（勧告）

行為：建築物の増築

景観形成基準：

① 外観（意匠・形態）

「屋根は、こう配のある屋根とすることにより●●の山なみの景観との調和を図るとともに、高い所からの眺望に配慮するものとする」

② 敷地の緑化

「建築物と調和し、周辺の景観との一体性が出るような緑化を施すものとする」「敷地の道路と接する部分には、高木等による修景緑化に努めるものとする」等

勧告理由：

① こう配屋根とすべきところ、対応されなかった

② 敷地が全面コンクリートで舗装され、緑化がなされなかった

B 市（勧告）

行為：工作物の建設等及び土地の形質の変更

景観形成基準：

① 河川景観への調和

「河川及び道路から工作物及び当該行為地が容易に望見されることのないよう、中高木による遮へいによる修景を行うこと」

② 形態意匠基準

「大規模な人工物は、●●川の連続する水辺の景観を阻害しない規模及び配置とすること」

勧告理由：

① 十分な遮蔽効果が確認できず、全てが確実に活着し継続的に維持管理されることは確約されておらず、継続的な遮蔽が保障されていない

② ●●川の水辺景観の連続性を阻害し、周辺環境への影響を考えた位置にあると言えず、基準に適合しない

6 審議事項

- (1) 景観規則第 10 条第 1 号から第 3 号を踏まえ、太陽光発電施設等の設置に係る届出行為のうち景観育成基準に適合しないと当課で判断するものについて、景観審議会の意見を聴くこととしてよいか
- (2) 届出から 30 日以内で対応することとされているため、状況に応じて委員各位にご参集いただく会議形式ではない方法（例：オンライン会議、書面会議）で開催することとしてよいか

※オンライン会議の場合 → 出席者が過半数以上で審議会成立

書面会議の場合 → 意見提出者が過半数以上で審議会成立